

区分	金額
<b>着陸料</b>	<p>1 ジェット機（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。）の使用料については、航空機の着陸 1 回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>(ア) 25トン以下の重量については、1 トンごとに 1,100 円</p> <p>(イ) 25トンを超え100トン以下の重量については、1 トンごとに 1,500 円</p> <p>(ウ) 100トンを超え200トン以下の重量については、1 トンごとに 1,700 円</p> <p>(エ) 200トンを超える重量については、1 トンごとに 1,800 円</p> <p>イ 国際民間航空条約の附属書 16 に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPN デシベル未満は 1EPN デシベルとして計算する。)から 83 を減じた値に 3,400 円を乗じた金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸 1 回ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6 トン以下の航空機については、当該重量に対し 1,000 円</p> <p>イ 6 トンを超える航空機</p> <p>(ア) 6 トン以下の重量については、当該重量に対し 700 円</p> <p>(イ) 6 トンを超える重量については、1 トンごとに 590 円</p>
<b>停留料</b> (3 時間以上停留する場合に限る。)	<p>停留時間 24 時間ごとに航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>ア 3 トン以下の重量については、当該重量に対し 810 円</p> <p>イ 3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し 810 円</p> <p>ウ 6 トンを超え23トン以下の重量については、1 トンごと 30 円</p> <p>2 23トンを超える航空機</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1 トンごとに 90 円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1 トンごとに 80 円</p> <p>ウ 100トンを超える重量については、1 トンごとに 70 円</p>
<b>備考</b>	<p>1 着陸料及び停留料を計算する場合において、重量が 1 トン未満のとき、又は重量に 1 トン未満の端数があるときは、これを 1 トンとして計算する。</p> <p>2 ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000 ポンド当た</p>

り 0.45359243 トンとして換算するものとする。

- 3 停留料を計算する場合において、停留時間が 24 時間未満のとき、又は停留時間に 24 時間未満の端数があるときは、これを 24 時間として計算する。

#### 試験・訓練飛行

- 1 南紀白浜空港において航空法第 81 条に規定する最低安全高度以下の飛行を伴う下記の飛行。
- ア タッチ・アンド・ゴー（回転翼航空機の場合はストップ・アンド・ゴー）
  - イ ローアプローチ
  - ウ 回転翼航空機によるホバリング
  - エ その他、空港運営会社が実施を承認する試験・訓練飛行
- なお、上記アからエに定める飛行に係る回数の計数方法は別に定める。
- 2 南紀白浜空港において試験・訓練飛行を行う場合は、実施日及び時間帯並びに飛行回数等について、空港運営会社の指示に従うこと。